文書番号

8 - 1 - 6

VER. 13

庁有車等への低公害車導入手順書

| 改 履歴 | 施行年月日 | 内容 | 施行年月日 | 内容 |
|------|-------------------|------|-----------------|------|
| | 平成 9年 3月31日 | 制定 | 平成 23 年 4 月1日 | 一部改訂 |
| | 平成 10 年 10 月 15 日 | 全部改訂 | 平成 27 年 4 月1日 | 一部改訂 |
| | 平成 10 年 11 月 16 日 | 一部改訂 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 一部改訂 |
| | 平成 13 年 2 月 1 日 | 一部改訂 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 一部改訂 |
| | 平成 17 年 10 月 1 日 | 一部改訂 | 令和 2年 4 月 1 日 | 一部改訂 |
| | 平成 19 年 4 月1日 | 一部改訂 | 令和 5年4月1日 | 一部改訂 |
| | 平成 21 年 4 月1日 | 一部改訂 | | |

・庁有車、雇い上げ車の低公害車導入手順

内容

板橋区環境マネジメント関係文書

文書番号

8 - 1 - 6

ページ 1/2

庁有車等への低公害車導入手順書

1 目 的

庁有車等への低公害車導入について標準的な手順を定めることにより、低公害車の計画的な導入を図り、もって自動車に係る環境への負荷を軽減することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この手順書において「低公害車」とは、次に掲げるものをいう。
 - 1)電気自動車

バッテリーに蓄えた電力で電動機を動力として走行する自動車

2)天然ガス自動車

天然ガスを燃料とするエンジンを用いる自動車

3)ハイブリッド自動車

作動原理の異なる複数の動力源を組み合わせて走行する自動車

4)燃料電池自動車

燃料電池で発電し、電動機を動力として走行する自動車

- (2) この手順書において「指定低公害車」とは、九都県市低公害車指定制度に基づく指定を受けた低公害車をいう。
 - 1) 平成 30 年基準 超低公害車(ECO プレミアム)
 - 2) 平成 30 年基準 優低公害車(ECO エネルギー+)
 - 3) 平成 30 年基準 優低公害車(ECO クリーン+)
 - 4) 平成 30 年基準 良低公害車(ECO)
 - 5) 平成 21 年基準 超低公害車
 - 6) 平成 21 年基準 優低公害車

各詳細については、下記 URL の九都県市低公害車指定指針参照

http://www.9taiki.jp/lowpollution/specified_system.html

3 庁有車への導入手順

各課長(環境管理推進員)は、庁有車を新規導入または代替導入する場合、原則として低公害車もしくは指定低公害車の超低公害車を導入する。また、低公害車もしくは指定低公害車の超低公害車の導入が困難な場合は、超低公害車以外の指定低公害車を導入する。

指定低公害車のいずれも導入することが出来ない場合は、必要最小限の大きさのもの、また、出来る限り燃費のよいものを導入する。

板橋区環境マネジメント関係文書

文書番号

8 - 1 - 6

ページ 2/2

庁有車等への低公害車導入手順書

- 4 雇い上げ車への低公害車導入の配慮
- (1)各課長(環境管理推進員)は、事業で使用する車両について長期継続契約する場合に、契約する車両を低公害車または指定低公害車とするよう努める。
- (2)雇い上げ車の契約は、基本的に低公害車または指定低公害車であることを条件とし、仕様書に明記する。ただし、業務に適合する車種がない場合にはこの限りではない。
- 5 低公害車等の周知
- (1)各課長(環境管理推進員)は、導入した低公害車に『低公害車』であることを示す表示やデザインを施し、事業者、区民に広く周知する。
- (2)各課長(環境管理推進員)は、導入した指定低公害車に『九都県市指定低公害車証』を貼付し、事業者、区民に広く周知する。